

令和3年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年4月23日(金) 午後1時30分

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年4月23日(金) 午後1時30分

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第1号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …… 2件

(2) 報告案件について

【報告第1号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 4件

【報告第2号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 7件

【報告第3号】

・認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の転用 …… 2件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだまだ朝夕の気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和3年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は11番 後藤 章正（ごとう ふみまさ）委員と13番 山内 盛雄（やまうち もりお）委員をお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第1号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 2件

（2） 報告案件について

【報告第1号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 4件

【報告第2号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 7件

【報告第3号】

・認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の転用… 2件

それでは、【議案第1号】 農地法第3条の規定による許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第1号、番号9をご覧ください。

申請地は、_____番 で登記田、現況畑で面積は_____㎡です。

譲渡人を_____さん、譲受人を_____さんとした所有権移転の申請です。

譲受人は、耕運機、軽貨物を1台ずつ所有しており、従事日数は155日、経営面積は田と畑をあわせて10,498㎡、通作距離は平均7.5km、平均通作時間は車で20分です。その他申請書の内容から不許可の要件で

ある7項目のいずれも該当しないと判断されます。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は鈴木委員になりますが

鈴木委員 申請地は現在耕作しておらず、以前も資材置場として使用されていた
と思います。

申請者の自宅を確認しましたが、農機具等見当たらず、本当に耕作されるのか疑問があります。

事務局は現地を確認されたのでしょうか。

事務局 現地確認はしておりません。

申請書上は特に問題はないと判断いたしました。

鈴木委員 事務局も現地を確認した方がよいと思います。

すぐに資材置場等にされる可能性があると思いますので、本件は保留にされるべきだと思います。

事務局 事務局としても現地確認のうえ、再度状況を確認して、次回の農業委員会
で再度審議するようにいたします。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、鈴木委員より意見があったとおり当農業委員会として「保留」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「保留」としますので、事務局は次回までに内容確認してください。

続きまして、

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R3-1をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況ともに田で面積は____m²です。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農業経営に労力が不足している_____さんと農業経営規模の拡大したい_____さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、耕運機、軽トラを1台ずつ所有しており、従事日数は150日、面積は田と畑をあわせて6,999m²、申請地への通作距離は1.0km、通作時間は車で5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特段問題ありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きまして、【報告第1号】から【報告第3号】まで事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。
番号 47、_____番で登記田、現況雑種地です。
こちら中野委員の担当地区になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 48、_____番で登記畑、現況宅地です。
こちら加藤委員の担当地区になります。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 1、_____番で登記、現況共に畑です。
こちら山田委員の担当地区になります。

山田委員 特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 2、_____番で登記畑、現況休耕畑です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 122、_____番で登記田、現況畑です。
こちら、伊藤委員の担当地区になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 123、_____番で登記、現況共に畑です。

こちら、中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 124、_____番 で登記田、現況畑です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 125、_____番 で登記田、現況畑です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 1、_____番 で登記田、現況雑種地です。
こちら後藤章正委員の担当地区になります。

後藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 2、_____番 で登記、現況共に田です。
こちら岩田委員の担当地区になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 3、_____番 で登記畑、現況雑種地、
一場屋舗 1372-2 で登記畑、現況雑種地です。
こちら、加藤委員の担当地区になります。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については
以上になります。
続きまして、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農
地の転用 2 件について説明します。
認定電気通信事業者の行う中継施設などの設置については、農地転用
の許可・届出は必要ではありませんが、事業計画書を提出することと
なっています。
番号 1 _____番の一部において、_____の携帯電話基地局を設
置するものです。

番号 2 _____番 の一部において、_____の携帯電話基地局を設置するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 務局の説明が終わりました。何か質問等ありませんか。

それでは、次回の開催について確認します。

次回の日時は令和3年5月25日、火曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和3年度第1回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時20分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。